

相模原市公共下水道管路施設  
維持管理業務委託

実施方針

令和7年5月

相模原市都市建設局土木部下水道保全課

## 目次

1 業務概要	3
(1) 業務目的	3
(2) 業務名称	3
(3) 業務場所	3
(4) 対象施設	3
(5) 業務内容	3
(6) 業務実施スケジュール	3
2 事業者の募集及び選定に関する事項	4
(1) 募集及び選定の方法	4
(2) 入札参加要件	4
(3) 審査及び落札者の決定	5
(4) 募集及び選定スケジュール	5
3 入札に関する事項	6
4 契約に関する事項	6
(1) 契約保証金	6
(2) 契約金額の支払方法に関する事項	6
5 その他	6
6 実施方針に関する質問の受付及び回答	6
(1) 質問の受付期間	6
(2) 質問の提出	6
(3) 質問への回答	6
(4) 注意事項等	6

別紙1 位置図

別紙2 業務概要（案）

## 用語の定義

用語	定義
本市	: 相模原市をいう。
本業務	: 相模原市公共下水道管路施設維持管理業務委託をいう。
下水道管路施設	: 本市が保有する公共下水道管路施設をいう。
参加事業者	: 本業務の総合評価一般競争入札への参加を希望する事業者をいう。
落札者	: 本市と契約を締結し、本業務を遂行する事業者をいう。
参加企業	: 参加事業者のうち、単独で参加する企業をいう。
共同企業体	: 参加事業者のうち、複数の企業により構成される組織（JV）をいう。
構成員	: 共同企業体を構成する企業をいう。
代表企業	: 構成員のうち、当該共同企業体を代表する企業をいう。
協力企業	: 落札者より業務の一部を直接受注する企業をいう。
審査委員会	: 「相模原市公共下水道管路施設維持管理業務委託総合評価一般競争入札審査委員会設置要綱」に基づく、審査委員会をいう。
入札説明書等	: 入札公告時に、本市が公表する書類一式（入札説明書、契約書（案）、要求水準書、落札者決定基準、その他本市が公表した書類、左記に関する質問回答書）をいう。

## 1 業務概要

### (1)業務目的

本業務は、下水道管路施設の維持管理に係る業務を一括して複数年にわたり委託することで、下水道管路施設の機能を維持し、また維持管理の効率化及び市民サービス向上を図ることを目的とする。

### (2)業務名称

- ア 相模原市公共下水道管路施設維持管理業務委託（緑区・中央区）
- イ 相模原市公共下水道管路施設維持管理業務委託（南区）

### (3)業務場所

相模原市公共下水道区域内（別紙1「位置図」参照）

### (4)対象施設

管きょ（自然流下管）及びマンホール（蓋・本体）とする。詳細については、別紙2「業務概要（案）」に示す。

### (5)業務内容

以下に示すとおりとする。詳細については、別紙2「業務概要（案）」に示す。

- ア 予防保全的維持管理業務
  - (ア) 管内点検（目視）
  - (イ) 管内調査（TVカメラ・潜行目視）
  - (ウ) 清掃・浚渫（緊急含む）
  - (エ) 修繕（緊急含む）
- イ 統括管理業務
  - (ア) 業務計画書及び業務報告書の作成
  - (イ) 一元的統括管理
  - (ウ) 維持管理情報更新
  - (エ) 技術継承に向けた研修
  - (オ) 今後の事業展開に向けた提案

### (6)業務実施スケジュール

本業務の実施スケジュールは、以下に示すとおりとする。

表-1 業務実施スケジュール

項目	スケジュール（予定）
契約締結	令和7年11月中旬
業務準備期間	契約締結日から令和8年3月31日まで
履行期間	令和8年4月1日から令和12年3月31日まで（48か月）
契約終了	令和12年3月31日

## 2 事業者の募集及び選定に関する事項

### (1)募集及び選定の方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2第1項に規定する総合評価一般競争入札により、価格と技術力、知識等を総合的に評価して事業者を選定する。

### (2)入札参加要件

参加事業者は次の要件をすべて満たすこと。

#### ア 参加事業者の構成

- (ア) 参加事業者は、参加企業又は共同企業体とする。
- (イ) 参加事業者には、本市に本店を有する企業を1者以上含めなければならない。
- (ウ) 共同企業体は、各構成員が一体となって業務を実施する共同履行方式とする。
- (エ) 構成員数の制限は設けない。なお、構成員の中から代表企業1社を定めること。
- (オ) 共同企業体の各構成員の出資比率は、要件に付さないものとする。
- (カ) 参加企業又は共同企業体を構成する企業は、同一業務において、他の共同企業体の構成員と重複することはできない。
- (キ) 一部業務の再委託については本市の承諾を得たうえで認める。ただし、統括管理業務は再委託を行ってはならない。

#### イ 参加資格等

- (ア) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (イ) 公告日現在、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (ウ) 参加事業者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- (エ) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- (オ) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- (カ) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- (キ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定が確定している者を除く。）でないこと。
- (ク) 事業協同組合が申請する場合、当該組合の組合員は申請できない。この場合、事業協同組合は組合の組合員を示す名簿を提出すること。
- (ケ) 審査委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者で

ないこと。なお、公告日以降に、本業務について委員と接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

- (コ) 本業務について、本市が発注した「下水道管路施設維持管理業務公募資料作成等業務委託」を受注した者（株式会社オリエンタルコンサルタンツ相模原事務所）又はこの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。
- (サ) 公告日現在、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。）に基づく令和7・8年度競争入札参加資格者として、営業種目「調査業務」、細目「下水道TV調査」及び営業種目「土木一式」、細目「指定なし」での認定がなされていること。
- (シ) 参加事業者は、本市の窓口となり各業務を統括管理する責任者（統括管理責任者）を1名専任で配置すること。なお統括管理責任者は、次のいずれかの資格を有する者とする。
  - a 技術士（「総合技術監理部門（下水道）」または「上下水道部門（下水道）」）
  - b 公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定の「下水道管路管理総合技士」または「下水道管路管理主任技士」
- (ス) 公告日から過去10年以内に、国又は地方公共団体を相手とする同種業務の契約履行実績があること（1（5）イ統括管理業務を除く）。
- (セ) 共同企業体として本入札に参加する場合、次の条件を全て満たしていること。
  - a 共同企業体の全構成員が（ア）から（コ）に掲げる条件を満たしていること。
  - b 共同企業体のいずれかの構成員において（サ）から（ス）に掲げる条件を満たしていること。

### (3) 審査及び落札者の決定

詳細については、入札説明書等の公表時に示す。

### (4) 募集及び選定スケジュール

本業務における参加事業者の募集及び選定スケジュールは、以下に示すとおりとする。

表-2 募集及び選定スケジュール

項目	スケジュール（予定）
入札説明書等の公表（公告日）	令和7年 8月上旬
入札説明書等に関する質問等の受付期限	8月中旬
競争参加資格確認申請書の受付期限	8月下旬
競争参加資格確認結果の通知、 入札説明書等に関する質問等への回答	9月上旬
入札書及び技術提案書の受付期限	9月中旬
技術提案書に関する質問期限	10月中旬
技術提案書に関する質問の回答期限	10月下旬
落札者の決定・公表	11月上旬
契約締結	11月中旬

### 3 入札に関する事項

詳細については、入札説明書等の公表時に示す。

### 4 契約に関する事項

#### (1)契約保証金

原則として、契約金額の10分の1以上の契約保証金を契約締結日までに納付すること。ただし、契約規則第34条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

#### (2)契約金額の支払方法に関する事項

契約金額は契約締結時に別途定める各会計年度の支払限度額の範囲内で支払うものとする。

### 5 その他

(1) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。なお、契約書の作成費用は落札者の負担とする。

(2) 落札決定後、契約締結までの間に、「2(2)入札参加要件」を満たしていないと認められる場合には、契約を締結しない。

(3) 談合に関する情報が寄せられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアル(平成16年6月1日施行)によるものとする。

(4) この公告に規定のない事項については、契約規則によるものとする。

### 6 実施方針に関する質問の受付及び回答

#### (1)質問の受付期間

令和7年5月14日(水)から令和7年5月27日(火)17時までとする。

#### (2)質問の提出

実施方針に関する質問は、Log o フォームから提出すること。

U R L : <https://logof orm.jp/form/oWjU/979883>

QRコード :



#### (3)質問への回答

実施方針に関する質問への回答は、令和7年6月中旬頃に、本市ホームページにおいて公表する。なお、不当に混乱を招く可能性があると思われる質問については回答しない。

また、回答の公表に当たっては質問者を匿名化する。

#### (4)注意事項等

ア 実施方針に関する質問については、電話及び窓口等での受付は行わない。

イ 質問内容を確認するため、本市より質問者へ連絡する場合がある。

## 別紙1 位置図

図1～3は管内点検、管内調査の実施予定箇所を示したもの。詳細については、入札説明書等の公表時に示す。

区域	対象面積 (ha)	管渠延長 (m)
緑区・中央区	5,230	667,372
南区	3,811	535,031

図1 一般環境下：35年経過コンクリート管重要路線

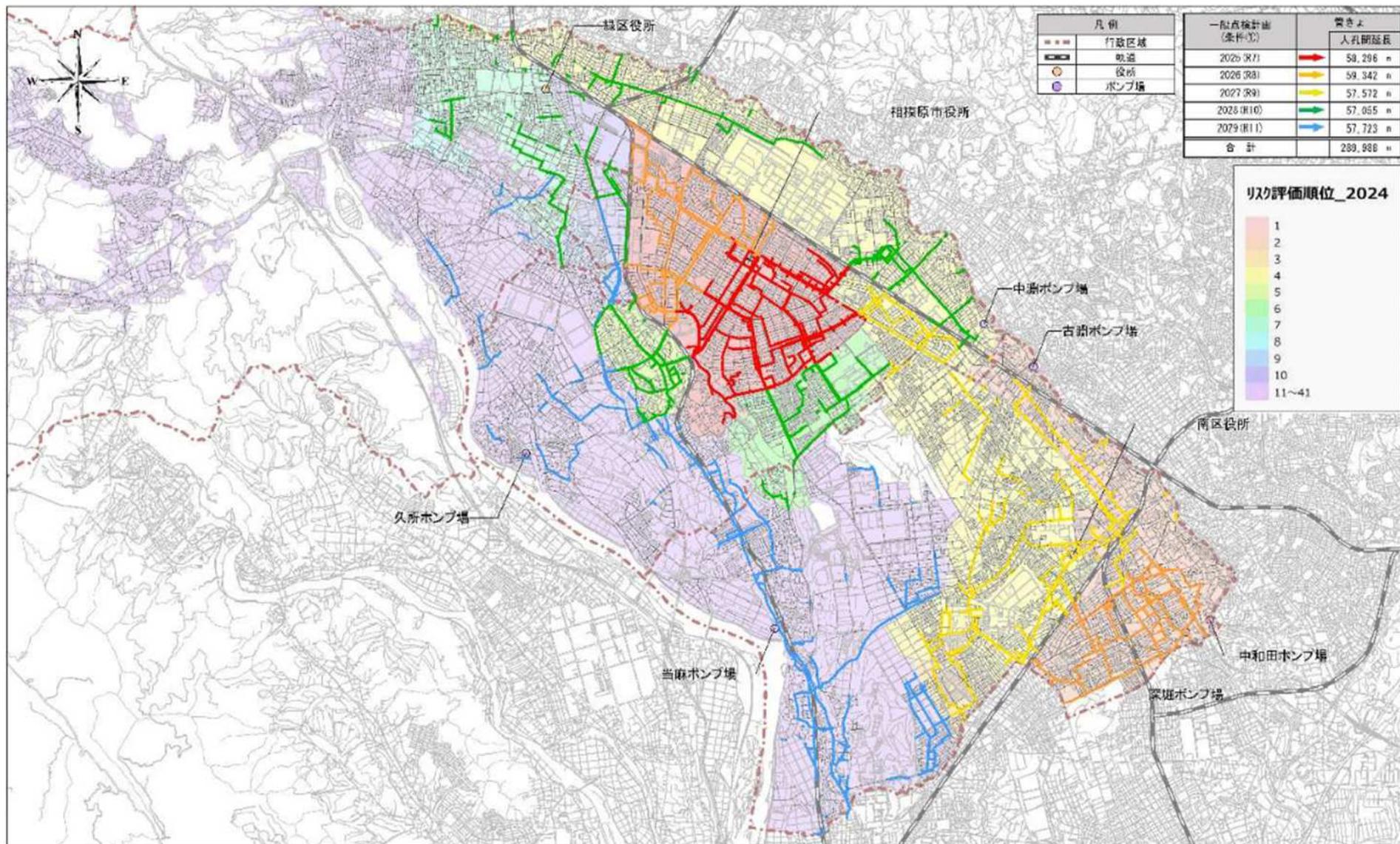


図2 一般環境下：35年経過コンクリート管その他路線

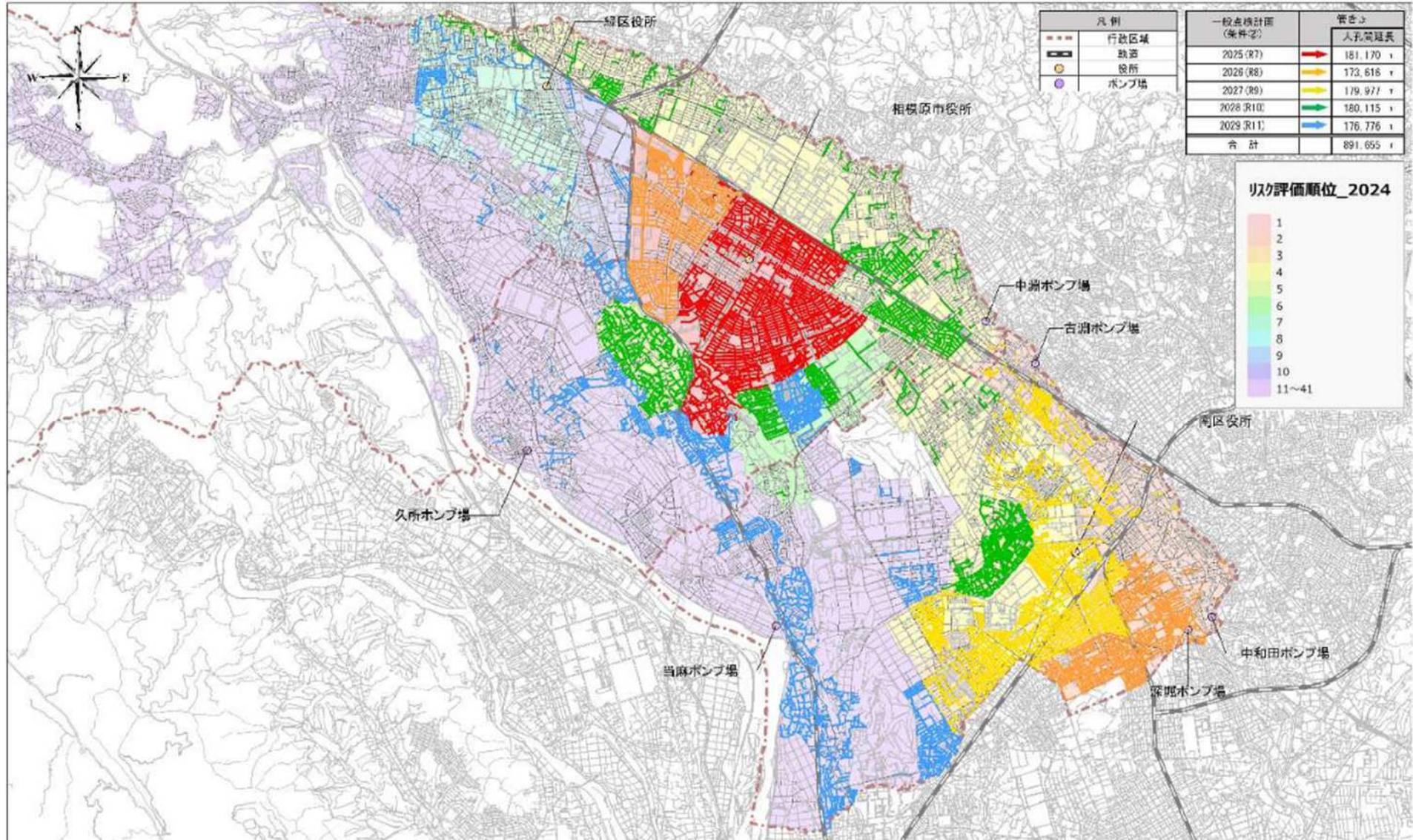
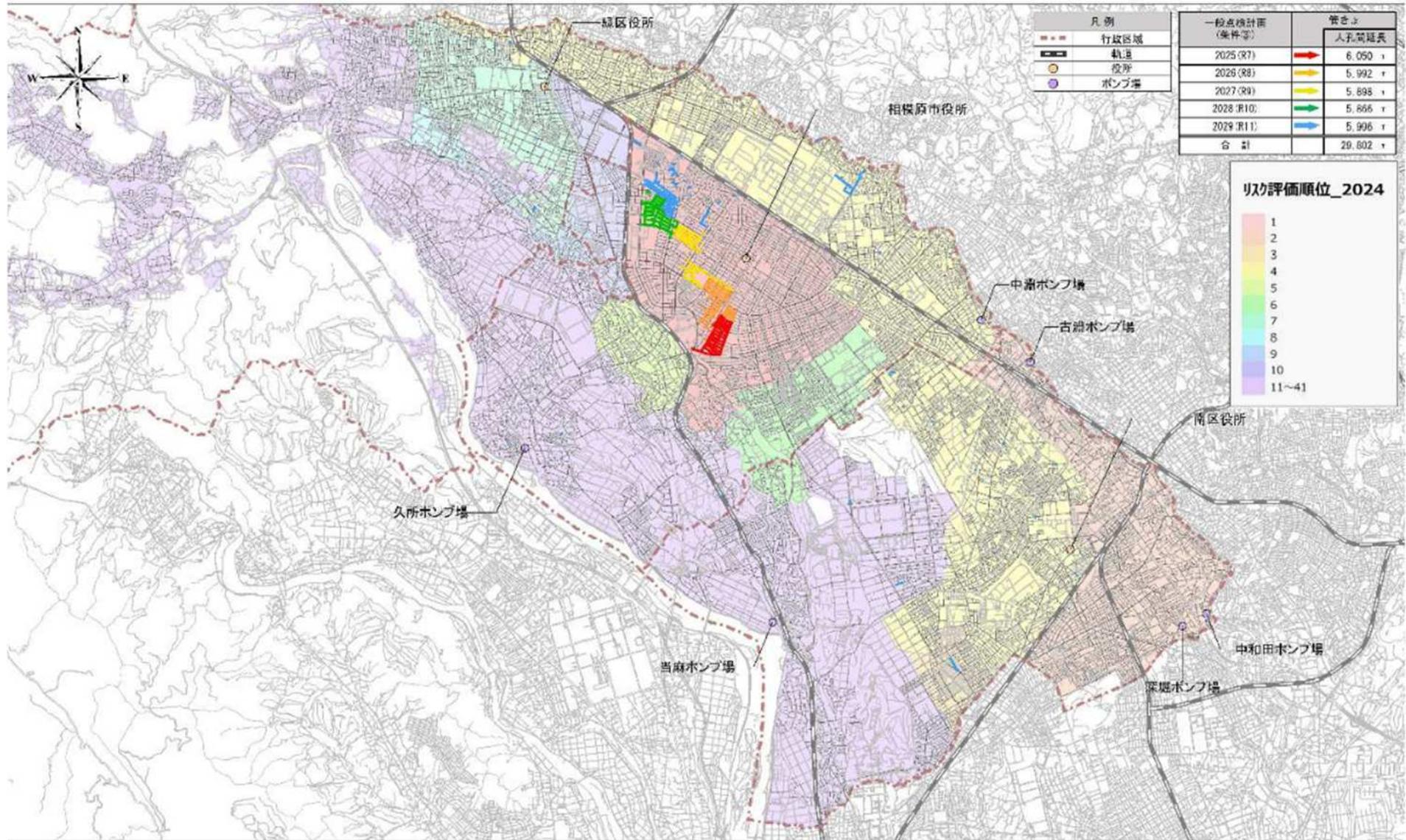


図3 一般環境下：50年経過樹脂管



## 別紙2 業務概要（案）

詳細については、入札説明書等の公表時に示す。

### 1 対象施設

次の内容は、各業務における対象施設を“○”で表したものの。

#### （1）予防保全的維持管理業務

施設 業務	管きよ (自然流下管)	管きよ (圧送管)	伏せ越し管	マンホール蓋	マンホール 本体	取付管	公共汚水柵	マンホール ポンプ
管内点検（目視）	○			○	○			
管内調査 （TVカメラ・潜行目視）	○							
清掃・浚渫（緊急含む）	○				○			
修繕（緊急含む）	○			○	○			

#### （2）統括管理業務

施設 業務	管きよ (自然流下管)	管きよ (圧送管)	伏せ越し管	マンホール蓋	マンホール 本体	取付管	公共汚水柵	マンホール ポンプ
業務計画書及び業務報告書 の作成	○			○	○			
一元統括管理	○			○	○			
維持管理情報更新	○			○	○			
技術継承に向けた研修	○			○	○			
今後の事業展開に向けた 提案	○			○	○			

## 2 業務内容

### (1) 予防保全的維持管理業務

#### ア 管内点検（目視）

マンホール蓋、マンホール本体及び管口の目視調査により、異常箇所の抽出やマンホール本体の健全度判定等を実施する。

区域	予定数量（か所）
緑区・中央区	19,721
南区	18,277

#### イ 管内調査（TVカメラ・潜行目視）

管内点検の結果、異常があると思われる管きよについて、TVカメラや潜行目視によって詳細な調査を実施し、管きよの緊急度等を判定する。

区域	予定数量（km）
緑区・中央区	50
南区	46

#### ウ 清掃・浚渫（緊急含む）

管内点検、管内調査の結果や地域住民等からの通報等により、土砂や油脂等の堆積が見られた箇所の清掃、浚渫、収集、運搬及び処分を実施する。

区域	予定数量（km）
緑区・中央区	20
南区	19

#### エ 修繕（緊急含む）

管内点検、管内調査の結果や地域住民等からの通報等により、不具合が確認された箇所（マンホール蓋、マンホール本体等の施設）の修繕を実施する（マンホール蓋の交換やクラック補修等、簡易なものに限る）。

区域	予定数量（か所）
緑区・中央区	1,000
南区	900

## (2) 統括管理業務

### ア 業務計画書及び業務報告書の作成

業務計画書（全体業務計画書）及び業務報告書（年間業務報告書、四半期業務報告書、履行報告書）を作成する。

### イ 一元的統括管理

統括管理責任者は、業務計画にわたる個別業務の一元的な統括管理を行い、本市との総合調整の窓口としての役割を担う。また、業務の工程（プロセス）管理を行い、モニタリングの結果を踏まえて、実行可能な業務改善を行う。

### ウ 維持管理情報更新

本業務で実施した各業務の結果や対応状況等を本市が運用する「相模原市下水道施設維持管理システム」へ反映させるためのデータを作成する。

また下水道台帳記載の情報が現地と異なることを把握した場合には、その内容を発注者に報告するとともに、発注者の指示に従い、正確な情報を「相模原市下水道施設維持管理システム」へ反映させるためのデータを作成する。

### エ 技術継承に向けた研修

本市職員と落札者双方の技術力向上や技術継承を図るため、研修会を開催する。

### オ 今後の事業展開に向けた提案

本業務で実施した各業務の結果を基に、改築を実施する必要がある路線を抽出し、本市へ提案する。なお提案する際は、管きよの仕様、診断結果（抽出した理由、根拠等）や位置図等の情報を併せて提出する。

また、本業務終了後に実施を予定している次期公民連携に向けて、本業務において得られた結果等を基に、より効果的な下水道管路施設等の維持管理を実施する体制、手法、本業務で顕在化した課題や改善点について、提案及び報告する。